

鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例

(設置)

第1条 鴻巣市立小学校及び中学校（次条において「小・中学校」という。）の教育環境の整備及び学校における教育の充実を図るため、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、鴻巣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、小・中学校の適正配置等に関する事項について審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 鴻巣市自治会連合会が推薦する者
- (2) 鴻巣市PTA連合会が推薦する者
- (3) 鴻巣市小・中学校校長会が推薦する者
- (4) 青少年関係団体が推薦する者
- (5) 識見を有する者
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。